

# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橘通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028



## 宮崎県最低賃金 10月6日より(時間額)



# 821円

宮崎県最低賃金は、10月6日から時間額821円に改定されます。最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障するもので、年齢やパート・学生アルバイトなど雇用形態の

違いにかかわらず、県内で働く全ての人に適用されます。

宮崎労働局では、今後、最低賃金額の周知に向けて様々な取組を実施していきます。



詳しくは、宮崎労働局労働基準部賃金室(電話：0985-38-8836)までお問い合わせください。

## 就職氷河期世代の 転職を支援

オンラインメディアツアー開催



メディアツアーの様子

就職氷河期世代への支援情報を広く周知するため、9月7日に報道機関に対して「就職氷河期世代活躍応援オンラインメディアツアー」を労働局、ハローワーク宮崎、ポリテクセンター宮崎、支援を受け就職した方々及びその採用企業2社の参加により開催しました。

ハローワーク宮崎専門窓口の対象者の態様に応じた個別支援、ポリテクセンターの職業訓練+就職支援の内容を紹介し、支援を受けて就職した方からは「未経験職種への就職は不安だったが職業訓練で学んだことを活かせる就職ができた」企業担当者からは「異業種で培った経験や技能を発揮しており採用して良かった」といった生の声を発信しました。



## 最賃引上げ中小企業支援等の活用を 経済4団体に要請



(左) 宮崎県商工会議所 甲斐専務理事

(中) 宮崎県経営者協会 河野専務理事

(右) 田中宮崎労働局長



(左) 宮崎県中小企業団体中央会 野口専務理事

(中) 田中宮崎労働局長

(右) 宮崎県商工会連合会 奥野専務理事

田中労働局長は、8月30日に宮崎県経営者協会、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県中小企業団体中央会及び宮崎県商工会連合会を訪問し、最低賃金の引上げに伴う中小企業支援策の申請について、会員の事業主の皆様へ周知していただくよう協力要請を行いました。

10月6日から宮崎県最低賃金は、821円に上げられますが、厚生労働省では新型コロナウイルス感染症拡大の影響や最賃引上げの影響を受ける事業主の皆様を支援するために業務改善助成金及び雇用調整助成金等の要件

緩和・拡充を行っています。

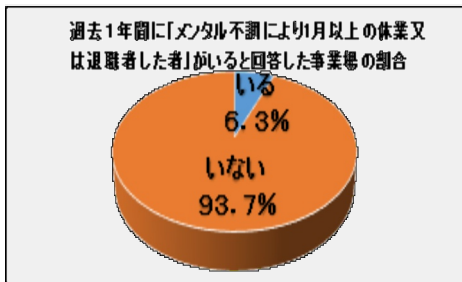
最賃引上げ後は助成金の対象となる時間額が変わりますが、支援は継続しますので、事前にご相談ください。





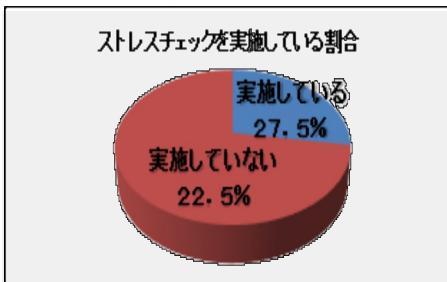
# メンタル不調を訴える労働者がいる事業場の割合は全国平均の1.5倍

## メンタルヘルス自主点検結果



県内の事業場規模10人以上30人未満の事業場から無作為に抽出した500事業場に対して自主点検を送付し、回答があった240事業場の結果をとりまとめました。

その結果、昨年度1年間に「メンタルヘルス不調により1月以上休業した又は退職した労働者がいる」と回答した事業場の割合は6.3%で、同規模の全国平均4.2%の1.5倍となりました。



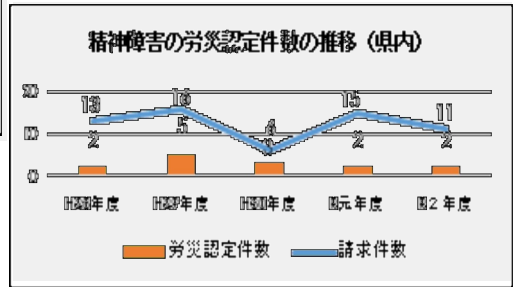
また、ストレスチェックを実施している事業場の割合は27.5%で、同規模の全国平均53.5%を大きく下回る結果となりました。

精神障害による労災請求件数は全国的には年々増加傾向にあり、県内においても令和2年度の精神障害による労災請求は11件となっています。10月1日からの全国労働衛生週間を契機に自社のメンタルヘルス対策の実施状況を確認いただき、ストレス

**ストレス** チェック及びメンタルヘルス対策重点項目  
 (①担当者の選任②管理監督者への教育研修

③労働者への教育研修④心の健康づくり計画の策定)の積極的な取り組みをお願いします。

併せて、メンタルヘルス対策助金の活用についても検討ください。



**イキイとした職場環境づくりを応援します!**  
**「メンタルヘルス対策関係助成金」**

- ①心の健康づくり計画助成金
- ②ストレスチェック助成金
- ③職場環境改善計画助成金(事業場コース)

【問い合わせ先】  
 ・労働者健康安全機構(0570-783046)  
 ・宮崎産業保健総合支援センター(0985-62-2511)

# セクハラ被害を受けたら労働局へ相談を

## 雇用環境・均等室がMRTテレビで紹介

MRTの夕方のニュース番組である「Check!」で9月9日に雇用環境・均等室が紹介されました。番組では、セクハラに関する労働局への相談状況や、どのような対応ができるのかについて、アナウンサーからの質問に狭間室長が答えました。

宮崎県内における相談状況について、例年100件前後で推移していますが、昨年度は53件と減少しています。これはコロナの影響による休業や事業の縮小などにより接触の機会が減ったからではないかとの見解と具体的なセクハラ事例を紹介しました。



アナウンサーの質問に答える狭間室長(右)

また、実際にセクハラ被害にあった場合、労働局における紛争解決援助や調停などの制度を利用することにより会社に対する助言や指導が可能であることを説明しました。

セクハラ被害にあった場合には一人で悩まず、雇用環境・均等室(Tel. 0985-38-8821)へご相談ください。

**全国労働衛生週間** 

**10月1日~7日**

《スローガン》  
**向き合おう!**  
**こころとからだの健康管理**



# 中学生が労働法を学ぶ

## 富田中学校(新富町)で講話

9月16日、富田中学校で「労働条件や労働者の安全等について」というテーマで監督署等に寄せられた相談内容を踏まえ、働く上で必要な諸制度について説明しました。

受講した学生から「アルバイトではいくらもらえますか」「男性でも育児休業を取れますか」など多くの質問が寄せられ、講師から「アルバイトでも最低賃金以上支払われます」「男性でも育児休業を取得する人が少しずつ増えている」などと回答し



オンラインで説明する堀添監督官

ました。  
 この講話はハローワークで実施しているキャリア探索プログラム(職業講話)として行ったもので、今後の就労に向けて必要な知識を得ることができたとの声もあり、有意義なものとなりました。